

愛媛県に対する『要求と提言』

2009年10月15日

日本労働組合総連合会愛媛県連合会

I. 雇用・労働・中小企業政策

1. 雇用の安定と創出

(1) 若年者、女性、高齢者、障がい者等、働く希望を持つすべての者の就業促進と雇用の安定に向け、職業訓練・職業紹介・就職が連動した離職者支援の確立・強化、非正規雇用から正規雇用への転換支援等の雇用対策を強化すること。

- ① 若年者については、特に就職氷河期世代の年長フリーターの正規雇用化に向けた支援やニートの就労支援の拡充に努めること。
- ② 女性については、就労・再就職に向けた就学能力向上支援や安定した雇用確保のために企業との連携を図るとともに、特に、母子家庭の自立に向けた能力開発や就労支援に努めること。
- ③ 高齢者については、継続雇用制度に基づき65歳まで働ける職場環境整備と中高年齢者再就職支援に努めること。
- ④ 障がい者については、県独自のサポート体制と整備された社会参加を支援する就労に向けた育成施策を強化するとともに、県自からが、積極的に障がい者のインターンシップの受入に努めること。

加えて、企業、福祉施設、教育機関など縦割りで取り組むことによる求職と就職のミスマッチを防ぐため、経営者協会、教育委員会、社会福祉協議会、労働者団体、障害者職業センターなどと連携し、「障がい者雇用推進協議会」を設立すること。

そのうえで、「障がい者雇用推進協議会」が決意表明としての宣言を発表し、県民に周知すること。

宣言に基づき、実施主体を明確にした上で、障がい者の雇用率、就職者数に関しての雇用目標設定を行い、地域の主体が一体となって、障がい者雇用を進めるための具体的取り組みを示すこと。

(2) 「緊急雇用創出事業」や「ふるさと雇用再生特別交付金」等の積極的な活用を通じ、労使等の関係者と連携し、働く者の雇用の安定と公正処遇の確保を重視し、地方の産業政策と一体となった地域雇用政策を確立すること。雇用は期間の定めのない直接雇用であることを原則とし、地域における良質な雇用機会の創出に向けた雇用対策を強化すること。

(3) 労働局、地方自治体、地域の教育機関、企業、労働組合等が連携し、「ジョブ・カード制度」の普及促進に取り組むこと。

2. 雇用・就業形態の多様化などに対応するワークルールの確立

- (1) 労災隠しを行うなど悪質な事業主に対し、積極的に送検などの措置をとるとともに、企業の安全衛生管理体制の強化に向け法律遵守と情報提供に努めること。また、労働災害の予防・再発防止を一層推進するため、監督官を増員すること。
- (2) 自殺対策基本法に則り、職域における自殺の防止計画の策定、遺族や職場同僚へのケア対策や支援策を強化すること。また、過労自殺の労災認定基準を見直すこと。

3. 労働環境の整備

- (1) 偽装請負、違法派遣、外国人研修・技能実習生制度の悪用・濫用が後を絶たないことから、関係機関と連携し適正な事業運営が図られるよう取り組みを強化すること。
特に、研修・技能実習生制度については、①「国際貢献」という制度本来の趣旨を逸脱し、劣悪な研修・労働条件や賃金未払い、失踪、人権侵害等、入管法違反や労基法違反の運営が行われていることから、制度を抜本的に見直すこと。② 送出し機関と労働者間の劣悪な契約の締結等の諸問題を解決するために、公的機関・民間企業を問わず、不正な送出し機関を制度に関与させないこと。
- (2) 就労資格の有無にかかわらず、外国人労働者の労働基本権、日本人と同等の賃金・労働時間その他の労働条件や、安全衛生、労働保険の適用を確保すること。
- (3) 定住化に伴い、教育・労働・社会保障・医療等の諸課題に対応するとともに、外国人労働者の技能育成や資格取得など、就業環境の支援改善に向けた取り組みを推進すること。
- (4) 今般の大不況の影響をまともに受ける中小企業への更なる支援等の充実を図ること。

Ⅱ. 男女平等政策

1. 仕事と生活の両立支援

- (1) 「誰でも働きがいのある仕事と充実した生活の両立が選択可能となるようなワーク・ライフ・バランス社会、それを支える政策やシステム、慣行が構築されている社会を目指し、「ワーク・ライフ・バランスの街づくり宣言」を決議すること。
- (2) 病児保育等の緊急サポートネットワークは、2008年度で廃止となり、2009年度より2年間の時限措置として「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」が行われることとなった。2009～10年度の2年間で、ファミリーサポート・センターの対応エリアや機能を重点的に整備拡充し、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」からの円滑な移行が可能にすること。
①ファミリーサポート・センターでの病児・病後児保育の体制構築にむけ、県として支援を行うとともに、全ての市町村にファミリーサポート・センターを設置すべく構築を講ずること。

- ②ファミリーサポート・センターを自治体の境界を超え広域で相互利用できるよう市町村間の調整を行い、県民が安心して子育てができる体制を構築すること。

2. 男女平等社会実現の取り組み

- (1) 男女共同参画基本計画(第2次)に基づく施策の進捗状況を検証し、政策や方針決定過程への女性の参画を促進するポジティブ・アクションを盛り込む等、施策の実行を高めること。
- (2) 改正DV法(配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する法律)の基本方針に基づき、被害者支援の強化や市町村への支援(被害者支援対策の拡充)を行うこと。

Ⅲ. 環境・エネルギー政策

1. 地球温暖化の防止に向けた「京都議定書」の確実な実施

- (1) 京都議定書の第一約束期間(2008~2012年)の開始に際して、温室効果ガス排出削減に向けた各種施策を実施すること。
- (2) 温室効果ガスの削減に向け、自動車から排出されるCO₂などの排出抑制のため、バス・タクシーのアイドリングストップ装置整備やハイブリット車両など環境にやさしい車両の導入促進策を実施すること。
- (3) 関係各所に働きかけを行い、自主参加事業者を募るとともに、参加が決定した事業者と消費者団体、行政の3者による「レジ袋削減推進に関する協定」を締結すること。また、実施にあたって、各参加主体は、レジ袋削減の趣旨に関して、県民に対し、周知・啓発に努めること。

2. 環境関連分野への投資・支援の推進

- (1) 「グリーン・ジョブ」に関する政策を推進し、雇用の拡大・創出が期待できる分野(新エネルギー・省エネルギー等)に対し、重点的に投資を行うとともに、産業支援・投資促進の施策を実施すること。
- (2) 再生可能エネルギー・革新的なエネルギー等の技術開発について、県の更なる支援と導入に向けた補助・助成を創設・拡大するとともに、インフラの拡大等積極的に推進すること。

Ⅳ. 福祉・社会保障政策

1. 地域医療の充実と医師不足等の解消

- (1) 第5次愛媛県地域保健医療計画の具体化にあたっては、県民・患者に安心・信頼の医療を提供できるよう、市町村と十分な連携体制を構築するとともに、以下の取り組みを実施すること。
 - ① 「地域医療の確保」については、地域住民の視線にたって検討を進めること。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産業医療の充実に向けた施策については関係する自治体とも十分な連携を行い、安心・信頼の医療を提供せざる施策

とすること。

- ② ドクターバンク事業ならびにドクタープール制度の普及定着を推進し、特に病院勤務医、中山間地域の医師不足に努めること。
- ③ 入院期間の短縮化に伴い、症状が回復していない患者が強制的に退院させられることのないよう、患者本位の医療を実施すること。

- (2) 低所得被保険者の実態を的確に把握し、保険料の減免、減額制度の周知徹底に務めること。また、対象範囲の拡大や、生活保護制度への円滑な移行等、低所得者対策の充実を図ること。

2. 高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

- (1) 2009年度介護報酬改定の趣旨をいかし、介護労働者の処遇を改善するとともに、介護を必要とする人が誰でも適切な介護サービスを受けられるよう、以下の取り組みを進めること。

- ① 介護労働者が安心して働き続けられる環境を整備するため、「介護サービス情報の公表」の調査情報項目に、従業員に対する健康診断や感染症対策の実施の有無、夜間を含む労働時間、労働関係法規の厳守状況、社会保険の加入状況を追加すること。
- ② 介護療養病床を利用している要介護者が、2012年3月末の介護療養病床再編に伴って行き場を失うことがないように、地域医療や居宅サービス、地域密着型サービスの充実を行うこと。

- (2) 障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、利用者の実情に応じた障がい福祉サービスを適切に提供すること。

- ① 障害福祉計画に基づき、障がい福祉サービス基盤を整備して地域偏在を解消し、移動介護等の地域生活支援事業を含め、必要なサービス量が今後とも確保されるよう引き続き取り組むこと。
- ② 条例や規則、要綱等に残っている、議会の傍聴制限、公営住宅の入居制限、市民プールや図書館等への入場制限、保育所への入所制限等がある場合には直ちに撤廃すること。障がいのある人の社会参加を阻む物理的・心理的バリアを解消し、完全な平等を達成するために、障がいのある人に対する差別を禁止する条例を設定すること。

3. 生活保護の運営体制の改善・充実

- (1) 生活保護を必要とする人が申請の権利(保護請求権)を確実に行使できるよう、実施機関の窓口申請書類一式を備えて置くこと。
- (2) 社会福祉協議会の行っている生活福祉資金貸付制度や、新たに実施される「住宅手当」など各種給付や融資の制度の周知を徹底すること。
- (3) 雇用情勢の悪化、生活問題の複雑・多様化など福祉現場の業務拡大等を踏ま

え、ケースワーカー(現場員)等職員の配置を拡充すること。

- (4) 県内勤労者の生活安定並びに福祉の交渉に寄与するため、社団法人愛媛県労働者福祉協議会が行う事業に対する支援を引き続き行うこと。

V. 教育改革

1. 勤労観・職業観を育む教育の推進

- (1) 県下のとりわけ中予・東予地区においては、モノづくり産業が産業構造の中心となっており、小中学生に対するモノづくり教育が地域の活力を維持する重要なファクターとなっている。モノづくりの魅力・地域におけるモノづくり産業の重要性をPRする取り組みが必要であることから、モノづくりを行う企業はもとより、労働組合とも連携し教育現場における「モノづくり教育」の強化を図ること。
- (2) 今治市は海事都市として指定されており、国も海運産業に力を入れつつあり、県としても海の魅力・海の職場の重要性をPRする取り組みが必要である。県下には船員教育の学校も多くあることから、幼少期から海・船舶に関心を持ってもらい、将来「船員」を職業として選択する可能性を高める施策を実施すること。
- (3) 企業内訓練の効率的実施に向け、地域別・職種別の職業訓練システムを確立すること。そのうえで、技術・技能の伝承に不可欠な若手人材確保のために、若年者雇用促進策をさらに加速すること。また、企業内のみだけではなく社会的制度として「日本版マイスター制度」を導入するなど、高度熟練技能者の処遇・社会的地位の向上を進め、高度熟練技術能者が評価される社会づくりを進めること。

2. 開かれた教育行政の実現

- (1) より教育現場に近い階段への権限委譲を実現し、上位組織は基本方針の策定と下位組織への支援を主な役割とすること。また、場合によっては教育委員会の持つ権限を、学校に付与することも検討すること。
- (2) 教育行政の情報公開を推進するために、会議を原則公開し、公聴の機会を増やすなどの施策を講じること。

VI. まちづくり政策

1. 安心・安全の住まいとまちづくりの推進

- (1) 地域住民の生活防衛の観点から、交番における相談体制の強化が必要不可欠である。その背景には、パトロールや非常時の外出等で、交番の一時不在状態が生じている。特に日中の不在を解消するため、警察官OBを再雇用するなど、対処等を図っていただきたい。そのうえで、県内の相談員数現状をお教え願いたい。
- (2) 学校、通学路の安全ネットワークづくりを進めるとともに、登下校時の安全確保に向けた施策を推進すること。

2. 人と環境にやさしい交通体系整備

- (1) 環境にやさしい交通体系の確保に向け、公共交通機関の利便性を図り、利用促進に向けた取り組みを行うとともに、交通事業者や市町と連携したパーク・アンド・ライド施策など環境に配慮したまちづくりを推進すること。また、公共交通を地域住民サービスの一環として位置づけ、バス交通に対する予算措置、県単独補助の更なる充実を図ること。
- (2) フェリー・旅客船は国の景気対策による本四架橋ならびに高速道路の通行料金値下げにより経営の危機に瀕している。ぜひ、地域住民、交通弱者の移動の足として、フェリー・旅客船に対する予算措置、県単独補助の更なる充実を図ること。

3. 防災機能の強化と災害に強いまちづくり

- (1) 建築確認が期限内に迅速に許可されるよう設計変更手続きを明確にし、構造計算適合性判定員を早急に確保・育成するとともに、必要な予算措置を行うこと。
- (2) 公共施設(病院・学校・交通機関等)特に学校の耐震化を早急に推進するとともに、個人住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修に対する費用助成を実施・拡大すること。

Ⅶ. 消費者政策

1. 「食の安全」の確保と食料自給率の向上

- (1) 食の安全確保に向けて、保健所における食品衛生業務を拡充し、食品に関する苦情相談や、食品の製造・流通等への監視指導の強化を図ること。
- (2) 食料自給率の向上に向けて、県内農水産業の振興や地産地消の推進などによる、国産農水産物の生産・消費を拡大させるための施策を推進すること。地域の条件や特色に応じて、地域の食料自給率や地産地消の取り組みの目標設定等の取り組みを進めること。

2. 地方消費者行政の充実強化

- (1) 消費者相談センターの相談員等へ、あっせん等一定の権限を持たせ、問題解決の迅速化を図るとともに、相談員の身分・雇用の安定や労働条件の改善を図ること。
- (2) 社会問題化している架空請求・不当請求、悪質訪問契約、ヤミ金融および振り込め詐欺を防ぐため、新たな手口や形態を迅速に把握して消費者の啓発に努めると同時に、悪質事業者の監視・取締りを強化すること。

Ⅷ. 行財政改革

1. 地方分権と広域行政の推進

- (1) 分権型行政を確立するには、地域住民に最も近い基礎自治体である市町(村)が、果たす役割は大きく、地域の特色や住民ニーズに沿ったまちづくりを主体的に取り組めるよう、行財政基盤を強化し自立した基礎自治体となるよう支援を図ること。

- (2) 個人住民税の公正な徴税に向けて、地方自治体における担当職員の養成等、徴収体制整備を図ること。特に、2009年10月より、個人住民税の公的年金からの特別徴収が行われることから、混乱が生じないよう、各自治体に対し、住民への周知・広報の徹底と本人同意の上で実施すること。
- (3) 歳出については、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。
- (4) 中山間地域は、食料生産の場、国土の保全等の多面的機能を通じて、生活・生命の役割を担っているが、過疎化・高齢化により機能が低下している。将来的に移転を余儀なくされる集落も考えられる中、住民の意向を尊重しつつ対応し、定住対策の促進、地域産業の創出等の必要な措置を実施すること。

2. 労働組合も参画した新しいネットワーク(産官学金労)の構築によるまちづくり推進

- (1) 「ふるさと雇用再生特別交付金」や「緊急雇用創出事業(基金)」の活用を通じ、地域特性に即した雇用創出・新事業展開・技術開発などの経済活性化策について、経済の血液である金融を司る地域金融機関と、豊富な人的ネットワークを持つ労働組合が参画した「産・官・学・金・労」が、一体となって検討・実施すること。
- (2) 地域にある産業の掘り起こしを行い、中核となる地場産業等の企業群を定め、関連企業・大学の誘致・育成を進めるとともに、地場産業のブランド化も含め、特色ある地域づくりをとおして地域産業の活性化、中心市街地の活性化を図ること。
- (3) 無担保融資や開業支援資金などの中小企業向け事業融資制度を拡充するなど、中小企業金融の円滑化を進めること。

IX. 文化・スポーツ振興

我が故郷の県民球団である『愛媛マンダリンパイレーツ』は、松山市をはじめ、愛媛県下の行政・企業・各種団体等、幅広い支援が行われてきた。また、球団自体が社会貢献活動を推進しており、年間約150回もの各種地域活動へも積極的に参画し、子どもたちの夢を育み、地域活性化をめざしている。

しかしながら、経営基盤が弱いため球団経営は赤字が続いており、このままでは球団存続の危機となっている。ぜひ、県としても球団存続に向けて支援体制の強化を図ること。

以上